

令和6年度第2回大阪府教育行政評価審議会

日時 令和6年8月8日（木）13時00分から15時05分

場所 大阪府庁別館6階 委員会議室

#### 出席委員

氏名	職名	備考
梅田 充紀	大阪信用金庫 常勤理事・業務部長	
閑喜 美史	梅花女子大学 心理こども学部 心理学科 教授	
木原 俊行	四天王寺大学 教育学部 教授	副会長
中野 澄	大阪成蹊短期大学 グローバルコミュニケーション学科 教授	

#### 審議会概要

##### （1）開会

- 事務局より、説明
- 審議会当日、長井会長がご欠席のため、当日の進行を木原副会長にお願いする旨、説明。
- 木原副会長により進行。

##### （2）審議

#### ■基本方針1「確かな学力の定着と学びの深化」のうち、重点取組①から⑤

- 資料1-1「点検及び評価調書（案）基本方針1 確かな学力の定着と学びの深化（左記のうち、重点取組①から⑤）」により、事務局から説明。
- 資料1-2により、事務局から、委員より事前に聴取した質問・意見を紹介。
- 副会長の指示により、委員より事前に聴取した質問・意見に対する事務局の見解を述べるよう指示。

## 成果指標1「全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの平均正答率」

## 成果指標2「全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの無解答率」

### <全国学力・学習状況調査>

全国学力・学習状況調査における子どもたちの平均正答率は小・中学校ともにほぼ全国水準、無解答率についても改善しているとのことであるが、あらためて今年度の全国学力・学習状況調査の結果に対する受けとめを伺いたい。

### <事務局>

全国学力・学習状況調査の結果について、全国平均から見ると正答率はやや低く、無解答率は全国よりやや高い状況にはあるが、全体的には全国水準にあると捉えている。全国の各都道府県の状況を見ても、かなり全国平均に寄った形になっており、大阪もその中にあるのではと考えている。

学力向上についてはこの間、全国学力・学習状況調査も含めての結果を見ながら、分析を進めているところ。各市町村、あるいは学校でも、どこが弱いのか、課題なのかなどについて分析を進め、それをもとに授業改善を進めてきた結果、現状に至っていると考えており、まだまだ難しい厳しい状況の項目等もあるが、分析し、取り組んで、チェックをするというサイクルがしっかりとできあがってきていると思っている。

各教科の領域ごとの詳細のご説明をする時間はないのだが、領域によっては全国平均を上回っている項目もあり、府がこれまでも取り組んできたテスト事業等の成果が少しずつ出てきていると考えているし、何よりも無解答率がかなり減ってきている。全国平均と比べて、少しまだ割合が高い部分もあるが、とにかくなんらか解答してみる、しっかりと取り組んでみるという姿勢は相当改善したと考えており、そこは今後も取組みを続けていきたい。

一方、どの教科においても、文章や情報を読み取って論理的に考えて、それを相手に伝えるように記述する・説明する力がまだまだ弱いと思っている。そういう個別の課題についてはしっかりと今後取り組んでいきたいと思う。全体平均はそれほど一喜一憂することではないと思うが、個別、個々の子どもたちの状況がどうなのかというあたりをしっかりとフォーカスして、学校で取り組んでいきたいと考えている。

### <委員>

今まで丁寧に取り組んでこられたことが、安定した結果に結びついているということもよくわかった。

個別の子どもたちの状況ということであれば、市町村教育委員会との連携が非常に重要だと思うが、具体的に、市町村教育委員会との連携が成果に結びついていることがあれば、併せて教えていただけないか。

### <事務局>

このようなテストや調査の結果が出た後には、必ず府の方で全体の分析をして、市町村教育委員会の担当者を集めた連絡会で共有をしている。その上で、各市町村の課題を同じように分析いただき、その検討をしていただく。それを各校で授業改善に繋げていただく。その授業改善のために、必要な指導の

あり方や指導案等を提示させていただき、各校で活用いただくような形で連携を行っている。

<委員>

平均正答率や無解答率は、大阪市や堺市（政令市）の子どもを含んでいるのか。

<事務局>

然り。

#### 重点取組④ | 障がいのある子どもたちの教育の充実

<特別の教育課程の編成による指導>

特別の教育課程の編成による指導では、一人ひとりの子どもの障がい等の状況等の的確な把握に基づき、自立活動の内容を参考に具体的な目標・内容を定めて指導が行われるが、指導の実施状況より、事務局が把握された今後の課題となる事項があれば伺いたい。

<医療的ケアが必要な子どもたちの環境づくり>

具体的事業等 1-13「医療的ケアが必要な子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境づくりの促進」について、医療的ケアにかかる理解度チェックの対象とチェックの内容例を伺いたい。

また、医療的ケアが必要な子どもを含むスクールバスなどの登下校において、乗車中に医療的ケアの実施が必要となる場合の対応等については、子ども・保護者・教職員へどのように共通理解を図っておられるか、そのツールや内容等をお教えいただきたい。

<事務局>

教育庁としては、まず、一人ひとりの障がいの状況等に応じた教育課程の編成と、その確実な実施が重要であると認識している。

その編成や実施状況については、市町村教育委員会へのヒアリングや、市町村立学校への訪問等を通じて、実態の把握に努めているところ。そのヒアリングや、訪問等の中でわかったことは、本来は一人ひとりの障がいの状況等によって特別の教育課程を編成する時間数は異なることになるが、一部の学校においては、その時間数が一律となってしまういたり、国語や算数などの特定の教科でしか特別の教育課程による指導が行われていない、また自立活動という名目で、畑作業や調理実習をグループで行うなどといった実態。本来は、個別性の高い自立活動に対する理解がまだ不十分な場面もあることが判明した。そのため、教育庁として、市町村の支援教育担当者の指導主事会議等をはじめ、様々な機会を通じて各市町村における事例の取組みの共有や、教育課程等の学習会による担当指導主事の専門性の向上、自立活動ハンドブックの活用促進を図っているところ。

今後とも、市町村教委と連携しながら、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びが保障されるよう、努めてまいりたい。

ご意見の2点めの医療的ケアの点検について、まず医療的ケアに係る理解度チェックについては、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍する府立の支援学校の教職員を対象にしており、昨年度、2回行い、それぞれ約 800 人の教職員が実施をしているところ。その内容については、まず、令和2年度に策定した「大阪府立支援学校における医療的ケアの実施についてのガイドライン」に沿って、例え

ば、支援学校における医療的ケアの実施範囲や実施体制のあり方、たんの吸引等の業務、事故が発生した場合の対応等、具体的な事例を挙げて、設問を設けている。一つの設問の例を挙げると、人工呼吸器を使用する児童生徒への対応等の設問では、「人工呼吸器の使用開始時刻は主治医の指示で定時開始であるため、医学的判断を伴わないものと考え、教員が主電源を入れた」という問いに対しては、答えは「×」で、本来電源のオン・オフに関わる設定、作動の確認は医学的判断を必要とする場合があるので、原則、複数の看護師で実施するといった具体的な事例、実例を挙げ、ガイドラインのどこにそれが書いてあるかという記載箇所も示して解説を行っているところ。医療的ケアに関する教員自身の理解度を知ること、自分に何が不足しているかを知っていただき、個々の専門性の向上に努めて学校としての体制づくりの強化につなげている。

2点めの通学バスの乗車可否については、主治医の意見等を踏まえて、個別に判断をしているところ。とりわけ、医療的ケアを必要とする子どものうち、乗車中に対応が必要な子どもについては、保護者による自家用車での通学や、医療的ケア通学支援事業を活用して、看護師が同乗する介護タクシー等を利用して通学をしている。同事業の活用等も含め、医療的ケアが必要な子どもの通学については、教育相談や入学説明会等の機会を通じて、保護者等と共通理解を図っているところ。

参考であるが、昨年度では医療的ケア児が574名おり、そのうち約4割が通学バスに乗車、保護者によるものが4割。介護タクシー等利用の通学支援があとの約2割。通学バスの乗車についても、例えば胃ろうなど、食事のときにケアが必要であるなど、定時のケアが必要な生徒であれば、基本的には通学時間帯は医療ケアが必要ないので、そのような生徒たちが通学バスに乗っている状況。ただし、万が一乗車中に医療ケアが必要となった場合には、原則、通行中は医療的ケアを実施しないということで、基本的には、保護者や学校等に連絡を行い、緊急搬送する等の対応を行っている。それについては4月当初に通学バス乗車時の個別の緊急対応マニュアルを保護者と学校が確認しながら作成をし、共通理解を図っている。

#### <委員>

丁寧なご説明に感謝。特別の教育課程の編成について、シビアな課題もあったが、このように明らかにしていただくことで、一人ひとりの子どもの状況に沿った教育課程の編成が進んでいくので、大変ありがたい。この自立活動の指導内容・方法の決定や、それに基づいた教育の実施は、本当に難しい。学校でも、どのように進めたらいいのか悩むと思うが、そのために個別の指導計画、あるいは個別の教育支援計画を作成し、それを活用する、といった両輪で進めていただきたい。

2つめについて、医療的ケアが必要な子どもたちについて、800人の教職員を対象とした理解度チェックを実施され、そのガイドラインに沿って、チェック項目の確認を進めていただけてありがたい。チェック項目の中には、人工呼吸器に関わることも等もあり、このように一覧での確認を、毎年、学期ごと、折に触れて進めていただくことで、みんなの意識が高まっていくと思う。

また、登下校におけるスクールバスにおいて、医療的ケアの実施が必要となる場面についても、みんなが共通理解をしておかないと初動が上手くいかないのでは、この場で丁寧に説明いただいたことは本当にありがたい。安定的に医療的ケアを必要とする子どもたちの教育の機会を確保していくための取組みの意義は大きいので、引き続きお願いしたい。

## 重点取組⑤ | 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実

### <不登校の子どもたちへの学習保障>

具体的事業等における令和5年度の取組状況等を確認すると、専門家と連携したチーム支援が行われていることはよく理解できる。一方で、具体的事業等に示す「相談支援」や「専門機関等の相談・指導」は直接的に学力保障に繋がっているのかが疑問。

学力保障だけにとらわれず、例えば、キャリア教育が示す「基礎的・汎用的能力」とされている人間関係形成・社会的形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力の育成ということであれば、「相談支援」「専門機関等の相談・支援」は、確実に社会的自立への支援に当たると考えられるがいかがか。

### <事務局>

不登校生徒に対してはこの表のようにS C（スクールカウンセラー）などの専門人材による相談支援だけではなく、子ども一人ひとりの個性に合わせた学びの支援をしっかりと行っていくことが必要であり、キャリア教育が示す基礎的・汎用的能力の育成が極めて重要。

S C（スクールカウンセラー）等の外部人材を活用しながら、各学校で教員が中心となり子どもたちの社会的自立への支援に繋がっている。そうしたことが、学力の保障を行っているとはまずは認識している。一方で、その間授業には出ていないので、授業から得られる学力の保障の部分については、例えば、令和6年4月に学校教育法施行規則の一部改正により、不登校生徒に対して、自宅等において遠隔教育あるいは通信教育が可能となった状況があり、今年度初め、こうした改正の趣旨や方法を府立学校に対して、こうした制度理解を教員が進めることができるように、説明会を実施をしたところ。

また、今年度は府立高校5校程度をこうした遠隔授業のモデル校に指定し、効果的な活用方法について研究していきたいと考えている。各校において活用を進めていく中で、事例を共有していけたらと思っている。

こうしたS C（スクールカウンセラー）等の外部人材の活用と授業の新しい形の両輪で進めていくことで、子どもたちの学習保障を行っていきたいと考えている。

特に小学校中学校の児童生徒については家庭の影響等、様々な外的な要因で子どもたちの学力等を左右されることが非常に多いので、S C（スクールカウンセラー）S S W（スクールソーシャルワーカー）の専門家と連携して適切に支援することで、心理的な安全性を得たり、社会的資質・能力の育成を図る、支援をするということが学力にとっても重要なことと考えているので、相談支援や専門機関等の相談支援は確実に社会的自立の支援にあたりと認識している。

### <委員>

事務局の説明については理解ができるが、「重点取組⑤ | 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実」の達成のため「不登校の子どもたちの社会的自立に向けた」「学習指導・支援」となっており、私はこの「支援」を学習指導以外ではないかというふうに読んだ。S C（スクールカウンセラー）S S W（スクールソーシャルワーカー）の行うことが学びの保障に繋がらなければならないということではないのではないか。学びには直接通じないものでも、子どもたちの自立に向けた環境整備、あるいはカ

ウンセリングを受けることによって自分の中で気づくものがあり、それがキャリアに向かったり、自己管理能力へ向かったりということであると。

学習指導・支援の両方を同じような形で捉えるという意味で、基礎的・汎用的能力というのを一つベースにさせてはどうか。

#### <事務局>

委員の質問の前提として、この支援の部分で様々な重要な要素が含まれており、先ほどの説明の中で、全ての学習問題として全ての子どもたちに学びのアクセスができていいのかといった要素があると認識し、お答えしたところ。前提として、ご指摘いただいたような、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）を使いながら、教員が中心となり、しっかり関わっていくことがこの問題の解決につながるという認識はあり、その部分を大切にしていきたいと思っている。

学力を紐解くと、いわゆる非認知能力と呼ばれる能力が大きな要素となったり、子どもたちが自分で自分をメタ認知して、自分の弱いところに気付くことも学力向上には非常に必要な要素だと考えている。そのようなベースとなる能力をしっかりと様々な支援をして高めていくことは、将来の社会的自立には大変有用であると考えている。

#### <委員>

学習保障だけではない、という気持ちでご説明されていることは重々承知している。市町村教育委員会や学校にお伝えされる際は、今お答えいただいたような内容を丁寧にお話しいただくことが大事であると思う。

#### <意見まとめ>

- ・ 1つめ、全国学力・学習状況調査の結果についての考え方・捉え方について、様々な取組みが全体として機能して、いい方向に進んでいるが、個々の子どもたち一人ひとりの学力にきちんと足場を置いた取組みがこれからの課題であり、そのためには市町村教育委員会との連携が大切であるという共通理解が図られた。
- ・ 2つめ、3つめについては、障がいのある子どもたちの教育の充実に向けた指導の実施状況について、個別の指導計画や支援計画、特別の教育課程の編成について、更なる充実を図りたい、とのこと。また、市町村教育委員会との連携についても、これから一層、努力を傾注していただければと思う。
- ・ 医療的ケアの問題に関して、理解度チェックに関する内容をご説明いただいた。
- ・ 4つめ、基本方針 1 は、確かな学力の育成に関わる部分であるが、子どもの状況によって学力保障と言いつつ、そのベースとなる部分を整えるという共通理解が得られた。学習指導に関わる部分と、支援に関わる部分について、一層取組みを熟していただきたい。

## ■基本方針2「豊かな心と健やかな体の育成」のうち、重点取組⑧⑨

- 資料2-1「点検及び評価調書(案)基本方針2 豊かな心と健やかな体の育成(左記のうち、重点取組⑧⑨)」により、事務局から説明。
- 資料2-2により、事務局から、委員より事前に聴取した質問・意見を紹介。
- 副会長の指示により、委員より事前に聴取した質問・意見に対する事務局の見解を述べるよう指示。

### 成果指標15「いじめの解消率」

<支援学校におけるいじめの解消率>

自己評価において、支援学校ではいじめの認知件数が計画策定時より増加しており、また解消に至っていない事象の多くは安易に解消とみなさず継続的な指導・支援を行うとのことだが、認知件数が増加している要因と、安易に解消とみなさず継続的に指導に取り組むことの意義をどのように捉えているのか伺いたい。

<事務局>

いじめの解消率についてお答えさせていただく。

いじめの認知件数については、まず教職員等が発見して報告するケースが増加している状況である。これは心身の苦痛をいじめとして訴えることが難しい子どもの状況を含め、教職員がいじめと捉えて丁寧に対応することができるようになったことが要因と推察される。

また、少しでも苦痛や嫌な気持ちになったとの訴えがあれば、積極的にいじめと認知し、早期から組織的に動くことで長期化させない、重大化させないという危機意識が向上している結果でもあると捉えている。

また、安易に解消とみなさず継続的に指導に取り組むことの意義については、支援学校においては、被害・加害どちらの子どもにも障がい特性があるということ踏まえ、加害の子どもについてはその行為について、相手がどう思っているかなど、問題点を短期的な指導支援の中ではなかなか把握や理解ができない場合があるので、継続的な指導支援が必要であると考えている。

また、被害を受けた子どもについても心身の苦痛を感じている状態がすぐに収まらない場合や一旦収まったように見えても瞬間的にフラッシュバックしてまた思い出してしまう場合もあるので、長期的な見守りが支援学校においては必要だと考えている。

<委員>

丁寧にご説明いただいた。

一人ひとりの子どもの日常的な生活の中で、その子どもの特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、いじめの解消に向けた未然防止早期発見に取り組んでいることが支援学校の中で共通理解されている。また、先生たちの危機意識に繋がっていることを聞き、大変ありがたいと感じた。引き続きこの取組みを進めていただきたい。

<委員>

共通理解をしておきたいが、この数値は、脚注19にも記載があるが、国が毎年実施する「児童生徒

の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における数値に比べるとずいぶん高い。いじめの解消率が、全国平均を大きくこの令和5年度実績で上回ったということなのか。

#### <事務局>

脚注17で補足しているように、いじめ解消の定義として、3ヶ月間状況・経過を確認し、その上で解消できているものを解消とすることとなっている。一方、国の調査は3月末時点での調査となっており、1月から3月までに生じたいじめ事案については解消と見なせないということになる。そのため、国の調査では、全ての事案が解消しているか否かを判断できないということになるため、3か月を経過した6月末以降の段階で、もう一度、府が独自に確認している。令和5年度実績に記載している数値は、その府が3ヶ月経過した後に解消が確認できたものも含んだ数字となっている。

なお、計画策定時に記載している数値は国調査の数値を使用しており、3月末の段階のもの。

#### <委員>

小・中・府立高校・支援学校のいずれにおいても、いじめ解消に向けて取組みが継続しているし、成果も出ているというふうに理解してよろしいか。

(他委員も同意)

### 重点取組⑨ | セーフティネットとなる居場所づくりの推進

#### <ケース会議の実施>

具体的事業等2-13に掲げる「ケース会議を定期的実施する小・中学校、府立高校の割合」について、令和5年度実績は順調のように思われる。一方で、府立高校と小・中学校で達成状況に大きな違いがあることについて、教育委員会としての見解を伺う。

また、これに関連し、①「定期的実施」の定義として、例えば月1回等の実施等の具体的な基準があるのか、②ここでいうケース会議は専門家を交えたものに限定しているのか、伺う。

#### <事務局>

小・中学校と高校における、それぞれの数値の説明をまずさせていただく。

府立高校は目標が100%で、実績も100%。府立高校ではすべての府立高校にSC（スクールカウンセラー）を現在配置をしており、このSC（スクールカウンセラー）の学校への配置訪問が原則月に1回程度1年間で10回が基本となっており、一部の学校ではさらにプラスで付け加えている場合もある。

SC（スクールカウンセラー）が学校を訪問した際にはSC（スクールカウンセラー）を交えた会議を開き、ケース会議や、個別事案・校内体制等についての学校へのコンサルテーションを必ず行ってもらうものというふうにしている。そのため月に1回程度、関係者と専門家を交えたケース会議を定期的に行っているという割合については100%としている。

小・中学校については、定期的な実施についての明確な基準は元々ないが、概ね月1回程度、子どもたちの状況を確認するような校内会議があり、その中で必要に応じて、その都度開催するケース会議が開催されているという状況がある。小中学校課としては、それ以外に、毎月定期的に、月1回はケース

会議をするということが望ましいというふうに考えている。そのため、小中学校課で言う「定期的」というのは月1回と解しており、定例で行うケース会議というものを実績には計上している。

また、そのケース会議について、専門家を交えたものかというご質問もあったが、特に小中学校課としては専門家を絶対交えていないといけないとは考えていない。ケース会議は少なくとも3名以上で、子どもの個別の状況等を共有・分析し、対応を協議するというものであると判断している。もちろん、専門家を交えることは非常に有意義だと思っており、それが望ましいとは思っているが、それがなくてもケース会議ができていうふうには考えている。

#### <委員>

小中学校課に伺うが、月1回のケース会議へ専門家が入らなくても良いという定義をしても、4分の3の小・中学校ではケース会議を実施していないという解釈でよいか。

#### <事務局>

月1回、定例で行っている小・中学校は4分の1という認識。ただし、他がケース会議を全くやらないということではなく、その都度、子どもたちの状況に応じて、ケース会議は行われている。

#### <委員>

高校ではSC（スクールカウンセラー）に、学校へ訪問すれば、必ずケース会議かコンサルテーションをやってくださいと依頼することで相談体制の充実を図ろうとされていることは理解した。同じ取組みが、4分の3の小・中学校では行われていないように読めるわけだが、記載を見ていると、おそらくSC（スクールカウンセラー）は月に4回ぐらい、学校へ訪問しているようにうかがえる。SSW（スクールソーシャルワーカー）も、市町村単独で、一定数配置をしているというような状況でいえば、高校よりももう少し、専門家による支援の回数等が上がってもいいのではないかという印象がある。

高校と小・中学校で基準が違うということだが、教育行政に係る点検および評価を同じ基準で行っているのではないかと、外部の私たちは思ってしまう。今の基準でいうとおそらく、もう少し小・中学校は、数値が上がるのではないかと思うが、もう一度教えていただきたい。

#### <事務局>

カウントの基準が全然違っており、その点の調整・協議ができておらず、混乱を招いており、大変申し訳ない。

各現場で言えば、高等学校課で回答したようなケース会議、特にそこに専門家を交えるようなケース会議は、感覚的には実施しているという認識。ただ、先ほどご回答したように、少なくとも月1回は定期的に、その学校の子どもたちの、特に配慮の必要な子どもたちの状況を確認するようなケース会議、いろいろな名前がついているが、そのケース会議をやはり月1回はやらないといけないという考えを、小中学校課として打ち出しているので、そこに当てはまらない、例えばそれが1ヶ月よりも少しパンが長いとか、定期的ではあるけれども、2ヶ月に1回しかそういうことが行われてないというような場合についてはカウントできてないのが現状。それがこの数字に反映されてしまっている。

<委員>

重点取組は一つであるが、それに対して、府立高校と市町村立の小・中学校とで取組み方、カウントの基準が違っている点について、整理をしていただくことを今後の課題として願います。

○木原副会長が各委員からの意見をまとめた。

<意見まとめ>

1つ目の成果指標15のいじめの解消率について、数字の確認も行ったが、いじめの認知件数が増加しているというのは、学校の先生方が丁寧に状況把握に努めておられることの表れであると理解してよいかと思う。したがって引き続き、その取組みを学校で続けられるよう、教育委員会としても、支援を継続していただくことが良いと考える。

次に、重点取組9 セーフティネットとなる居場所づくりの推進については、ケース会議の開催の仕組みや、何をもちてケース会議というのか、それはどのようなインターバルでやっていくかということについて、現状は府立高校と市町村立の学校で違いがあるとのこと。これを統一の基準にするのかも含め、そのあり方について今後、教育委員会内で課をまたいで議論していただくことを願います。

### ■基本方針3「将来をみすえた自主性・自立性の育成」

- 資料3-1「点検及び評価調書(案) 基本方針3 将来をみすえた自主性・自立性の育成(重点取組⑰,⑱,⑲)」により、事務局から説明。
- 資料3-2により、事務局から、委員より事前に聴取した質問・意見を紹介。
- 副会長の指示により、委員より事前に聴取した質問・意見に対する事務局の見解を述べるよう指示。

### 成果指標25 | 府立高校卒業者のうち、就職を希望していた者の就職率

#### <府立高校卒業者の就職率>

就職を希望していた府立高校生の就職率は、令和5年度は目標は達成しなかったものの、前年度よりは増加しているとのこと。企業目線では、今後人口減少が進む中、高校生を採用したいというニーズは高まっていくと予想できる。

そのような中では、イメージする業務内容ではなかったなどのミスマッチを防ぐためにも、企業と高校生のマッチングが非常に重要。

今後、企業側と府立高校生の双方にとって望ましい採用・就職が実現できるよう、取組みをさらに推進してほしい。

#### <事務局>

確かに大阪府の高卒者の就職内定率は年々少しずつ上昇しているが、目標の100%にはなかなかならないという現状がある。これはやはり正規雇用を望まず、パート・アルバイトといった非正規雇用を選択する生徒が一定毎年必ずおり、そういうことが大きな要因だと思っている。

府教育庁としては、インターンシップによる就業体験を促進するなど、教育活動全体を通じてキャリア教育に取り組んでおり、生徒の職業観を育てている。

また、就職希望者と就職先とのミスマッチを防ぐため、就職希望者には事前に応募する可能性のある企業を見学するよう、職場見学をしっかりと各学校で推進をしているところ。1回会社を見学した上で、採用選考に臨むように進めている。

引き続き、こうしたことにしっかりと取組み、就職を希望する生徒に対するサポートを行っていききたいと考えている。

#### <委員>

現状、人手不足が本当に切実な問題。私の所属する企業でも一つの大きな課題になっている。

私どもは今のところ、大卒を採用しているわけだが、大卒については、かなりインターンシップがいろいろな方法で行われる。個人的に学校や学生課から来るケースもあれば、団体で来るケースもあり、昨今は有給、お給料を払って、インターンシップに来てもらうようなケースもある。これは日当を払って来てもらうわけであるから、学生はより真剣で、これを通して入職いただける学生もいるというイメージ。

一方、なかなか高校生では、インターンシップ的なことができていのかといえば、あまり耳にしない。中学生を見てみると、中学生は私の所属へ毎年、数百名の生徒が見学や職場体験に来てくれる。私どもは70店舗ほどあるが、地元の中学校から依頼があり、各店舗へ職場体験に来てくれる。中には取

引先を紹介させていただき、私たち経由で取引先企業の見学もさせていただき、「町の工場はこんな風だ」というのを見ていただくような取組みを行っている。

しかし、なかなか高校からそういうご依頼もないというところが、少し気になる。高校生は、学校側がここはどうかと生徒へ紹介し、生徒は決まったところに就職する、選択肢がないという感覚を私は持っているが、そういう就職をすると、当然業務の内容が自分の思っていたものと違うということが生じるのではないか。最近の若者は、せっかく就職してもらっても、2、3年の間に1割程度が、やろうと思っていた仕事じゃないというようなことで、転職する。高卒の方が転職すると考えると、また就職するのは非常に大変だと思う。そのあたりの部分、生徒がイメージする業務内容と、企業の本当の業務のミスマッチを何とか防いでもらったり、冒頭申し上げたように、もう少しインターンシップみたいなもので、企業と高校生のマッチングに力を入れていただき、企業側と学校側が双方にとって望ましい採用・就職を実現いただくよう取組みを推進していただけたら、私どももありがたい。

#### <事務局>

インターンシップについて、就職希望者が多い学校と少ない学校で差はあるかと思うものの、将来いつかは就職するというのを踏まえ、多くの学校で、地元の企業に行く場合もあれば、大きな企業、例えばテレビ局を案内してもらおうであるとか、いろいろなバージョンがあるというふうには聞いている。それぞれ1年生、2年生の中で、様々な取組みを各学校は進めていると認識している。

全体的に就職を選択する高校生の割合は14%ぐらいなので、そうした中で特に就職者が多い学校については、ミスマッチによる離職の問題、早い段階で辞めてしまうケースが見受けられる場合がやはりあるので、そうしたことがないように、しっかりと事前の職場見学をさせるとともに、まず働くことへの意識を高く持たせ、実際に働く現場をしっかりと意識させる、見せるといったことを大切に進めていきたい。

#### <委員>

私としては、既に教育委員会では就職を希望する高校生が、自分が望む仕事に就けるよう、いろいろな働きかけをされているということが確認できた。その上で、地元企業の方から「もっと来てくださっても良い」ということであるので、更なるインターンシップや職場見学の可能性について、おそらく全ての府立高校ではなく、先ほどご説明にもあったが、就職者が多い府立高校について、更なる体験的な学びをプロデュースするよう、働きかけていただくことを願います。

#### ■基本方針4「多様な主体との協働」

- 資料4-1「点検及び評価調書(案) 基本方針4 多様な主体との協働」により、事務局から説明。
- 資料4-2により、事務局から、委員より事前に聴取した質問・意見を紹介。
- 副会長の指示により、委員より事前に聴取した質問・意見に対する事務局の見解を述べるよう指示。

#### 成果指標31「学校と地域が連携した取組みを組織的に行えるようになった小・中学校の割合」

#### 成果指標32「保護者や地域等の方が、学校の教育活動や教育環境の整備、放課後の学習・体験活動等によく参加・参加していると回答している小・中学校の割合」

##### <学校と企業との連携>

成果指標31・32に掲げられているような学校と地域が連携した取組みについては、順調に成果が出ているとのことであるが、一方で学校と企業等の連携の中で少し課題を感じている部分がある。

私の所属機関も含め、多くの金融機関が子どもたちの教育に貢献すべく、各種金融教室を実践しているところであるが、金融機関側が用意したプログラムを中心に取組みが行われることが多く、学校側が受け身の状態になっていることに課題を感じている。

金融教育を一例にあげたが、学校と企業が連携した取組みを行う中では、教育委員会や学校の現場のニーズや声を、連携をする企業側へもっと積極的に伝えることにより、子どもたちにとってより充実した教育活動を行えるようになるのではないかと考えているがいかがか。

##### <事務局>

高等学校においては、企業と連携をした取組みを行う際には、企業でご用意いただいたプログラムをそのまま使うということはあまりしていない。各学校によってずいぶんと学ぶ中身も異なるため、各校の育てたい生徒像というものをしっかりと打ち合わせさせていただき、それをさらに企業の方でカスタマイズいただき、取組み等を実施しているのが現状。

教育庁としても、できることを、いろいろと考えさせていただき、企業の方で高校生に合ったプログラムの開発を行うことがスムーズにできるよう、今の学習指導要領であるとか、現在育成が求められている子どもたちの資質・能力等について、こういうことが求められているというような情報を企業へお伝えするなどの取組みを行っている。

今後とも、企業と連携した取組みが充実したものになるよう、連携に努めてまいりたい。

小中学校課でも企業とのいろいろな関わりがあるのだが、特に府が万博協会と共同で作成した、万博をきっかけにSDGsなどを学ぶ教育プログラム「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」を現在進めているところ。その中で、趣旨に賛同する企業から、学校の取組みに協力をいただいている。

特にSDGsについて、中学生が学習する中で、地域や社会の課題などの解決に向けて考えたアイデアについて企業の方々に直接具体的なアドバイスなどをいただいている。そういうロールモデルになるような、企業の方々との出会いは非常に子どもたちに有意義な状況になっている。

府教育庁では、学校と企業のマッチングをやらせていただいております、そこで学校のニーズや、逆に企業のニーズなどもお聞きしながら、マッチングをしているところ。

大変充実した活動になっており、この活動は今どんどん広がっているのですが、件数が増えるとそのマッチングも非常に大変になってくるのだが、今、市町村の方もこの取組みを続けている中で、独自に企業と連携するような流れもできている。その取組みを全小・中学校に広げ、府教育庁だけではなく、市町村教育委員会も関わって、学校のニーズ・思いなども、企業へお伝えできるよう、機会が増えたらよいと考えている。

#### <委員>

学校と地域企業が連携して取り組んでいるというのは、この数年すごく増えてきていると思う。本当にありがたいことだと思っており、私どもも、地域への貢献というところで、学校のいろいろな活動に参加させていただいている。

現状、私どもは金融教育などを行っており、小学校では、1億円のレプリカを見せて興味を引くところからスタートして、元々お金は貝が硬貨の代わりであったという初歩的なところから、最近は投資の話から、株式会社の話や自分の好きなものがどうやってできているのかなど、かなり高度なことを取り扱うようになってきている。そういうことを考えると、私どももプログラムを毎度考えているわけであるが、課題として、学校側から「こういうことを希望します」というようなことが、なかなか実際は伝わってきていないと感じている。その辺のコミュニケーションをしっかりと図っていただけらなと思っています。

また、天王寺動物園と連携し、命の大切さを教える取組みを行ったら、今年も60校ほどからご希望をいただいている。校長会にも説明にうかがい、そこから希望をいただいたのだが、実は私どもが想像をしていた取組みではない取組みがすごく人気があって、実際、今年もすでに数回行っているのだが、ものすごく子どもたちに喜んでいただいております、特に支援学校で外へ出られない子どもたちなどは、その動画などを持って行くと、ものすごく喜んでいただいている。

そういうものを含め、できるかできないかはわからないが、教育現場からいろいろなニーズ、声を上げていただければ、私ども企業ができることを積極的にやっていきたいし、私の所属はたくさんの中小企業との取引があるので、そういうところへ紹介させていただき、企業、特に中小企業も社会貢献にだんだんと興味を持ってもらえるので、しっかりご説明いただき、学校と企業が協力しあっていただきたいと思う。

#### <委員>

学校と企業との連携については、既にある程度やっておられるということ。

また小中学校課から紹介いただいた取組みについては、万博がそれに拍車をかけ、今盛り上がり生まれているし、取組みとしても大きくなってきているということがわかった。それでもなお、委員からはもっとできる、やりたいとの意見であったと思うので、私の個人的な意見にはなるが、マッチングの件数が増えるよう、マッチング自体を外部委託、NPOなどをお願いするなどを検討した方がもしかしたらよいのかもしれない。その方が、皆さんが本来やらなければならないことにかかる時間、エネルギーを保てるような気もする。そうしたアウトソーシングも考えていただきながら、今取組みがいい方向にあるということを確認したり、あるいは万博が終わっても続くように検討していただければと思う。

## 重点取組⑭ | 地域・大学・企業等との連携や多様な人材との連携

### <子どもたちが悩みを相談できる場・方法>

子どもたちの取り巻く環境も複雑になっていると感じる。子どもたちが悩みを相談できる場や方法は多様にある方が良いと思うとともに、そのような場や方法の周知を子どもたちに対し、こまめに行っていたくようお願いします。

また、子どもたちや保護者等が、スクールソーシャルワーカーに対し、より柔軟に、ハードル低く相談をすることができるよう、配置も含めた相談支援体制が充実するようお願いします。

### <事務局>

子どもたちが悩みを相談できる場や方法は多様にある方がいいというご意見については全くその通り。一時的には身近な大人である保護者であるとか、あるいは子どもたちが通う学校の教員、あるいはカウンセラーという方が、相談できる相手としているということが大切というふうに思うが、子どもたちの中にはなかなか親にも相談できないとか、そのような環境・背景の子どもたちもいる。そのため、教育センターとしても、すこやか教育相談ということで、電話やメール、あるいは SNS (LINE) を使った相談を実施しているところ。

こうした窓口の周知については、全ての校種の新入生に対しては 4 月に、その他の児童生徒については 9 月頃にカードを直接配り、周知している。加えて、長期休業に入る際には、こういう窓口があるということ、府立学校あるいは市町村教育委員会へ子どもたちへの周知をお願いしている。

また今年度については、1 人 1 台端末の中にそのような連絡先を入れて、子どもたちがいつでもメールなどで相談できないかというようなことも検討している段階。様々な機会を通して、子どもたちが安心して相談できる状況を作っていきたい。

S S W (スクールソーシャルワーカー) の部分についてご回答させていただく。

府立学校に対しては、令和 6 年度は、府立中学校 2 校、高等支援学校 5 校を含む府立学校 115 校に S S W (スクールソーシャルワーカー) を配置しており、それ以外の高校については、S S W (スクールソーシャルワーカー) のスーパーバイザーが定期的に訪問巡回するというようなことで、定期相談を行っている。こうすることで、全ての府立高校が、必要なときに S S W (スクールソーシャルワーカー) に相談できる体制を構築しており、この体制はこのまま続けていくと考えている。

またこの S S W (スクールソーシャルワーカー) の各校での活用が進んでいくよう、このスクールソーシャルワーカーの配置が始まったときからずっと、各校にコーディネーター教員を必ず置くよう指示しており、府教育庁では、コーディネーター教員向けの定期的な連絡協議会を開催し、校内での支援体制や活用事例などの事例を共有するなどにより、支援の充実に努めているところ。

小中学校課では、各市町村に対して政令市を除く全中学校区に 1 名、年間 35 回、S S W (スクールソーシャルワーカー) を派遣・配置できるよう、市町村に対して補助を行っている。なので、基本的には中学校区に 1 人、S S W (スクールソーシャルワーカー) が週 1 回は必ず来ているという状況は作れている。

その活用について、ハードル低く相談できるようにということで、各学校ではS S W（スクールソーシャルワーカー）が専門家の1人として、子どもたちあるいは保護者への周知にも取り組んでいただいているところ。今後も気軽に相談できる、いろいろな相談が、小さなことでもできるよう、専門家の活用について各学校に求めていきたいと考えている。

#### <委員>

いろいろな方法や体制、人材、さらには予算をご準備されているということはよくわかった。

もしかしたらご意見の中にあつた、子どもや保護者へ、このような状況がどこまで周知徹底されているかということにこの話は尽きるのかも知れない。そのあたりについては今後ともご検討いただきたいと思う。

### 重点取組⑮ 教育コミュニティづくりをはじめとする社会教育の推進

#### <地域と学校との連携>

地域コミュニティに関して、保護者やPTAの立場からは、学校が遠慮せず、地域をもっと頼って頂きたいと思う。

#### <おおさか元気広場>

放課後等の子どもの体験・交流活動や学習活動等である「おおさか元気広場」については、広報に注力した結果、実施している小学校区の割合が年度目標以上に増加しているとのことであったので適切に進捗していると評価できる。

「おおさか元気広場」の取組みは非常に良い取組みだと感じる。当金庫が他団体と協働して実施している「出前授業」等のプログラムへの追加や、当金庫の取引先企業にも紹介できないかとも思った。

企業・団体が大阪府とコミュニケーションの向上を図り、ますます充実してほしいと期待している。

#### <事務局>

学校と地域が連携協働した取組みをさらに進める上で、学校の先生方と校区の地域の方々との顔と名前の一致する関係づくり、顔と顔の見える関係づくりが重要と考えている。

そこで学校長、教頭等の管理職やミドルリーダー、新任の先生方への研修において、学校と地域が連携・協働した取組みが、子どもたちに育みたい自己肯定感や人間関係を築く力、物事を成し遂げる力等の育成に効果があることに加え、地域の方にとっても、学校が地域の拠り所になったり、生きがいに繋がるなど、学校と地域の両方にプラスになることを伝えさせていただき、地域との連携協働等を進めていただく旨、お話しし、取組みの参考となる実践事例等を周知し、活かしていただいているところ。

また市町村のPTAや子ども会、育成会の方々が集まる会議において、現在活動を担っていただいているの方々への研修等を通じ、地域の方々に対しても、地域全体で子どもたちの学びや成長させることの重要性、取組みの概要をお伝えし、活動への参画のご協力をお願いしている。

今後ともこうした取組みを続け、お互いの顔と名前の一致する関係づくりが進み、それを土台に学校と地域が連携・協働した取組みとなるよう、一層充実に努めてまいります。

つづいて、おおさか元気広場について。おおさか元気広場は、放課後や週末等に地域の方の協力によ

り、小学生等がスポーツやものづくりなどの体験活動、学習等を行う取組み。大阪府のホームページでは、特色ある取組み事例の掲載を行っている。また市町村の事業担当者への説明会や研修会において、企業・団体が直接プログラムを説明し、活用を促した結果、小学校区での実施率が事業計画に掲げる目標を上回っているところ。

企業・団体等が「おおさか元気広場」にご参画いただく際には、府教育庁が作成している「おおさか元気広場企業・団体プログラム」へご登録をいただいているところ。このプログラムはスポーツ教室や科学実験、食育、環境教育等、企業団体の専門的なスキルやコンテンツを活かし、ご提供いただく出前教室をまとめたもの。教育庁が取りまとめ、実施主体である市町村を通じ、各元気広場へ紹介をし、活用していただいている。

この「おおさか元気広場企業・団体プログラム」の登録にあたっては、大阪府の行政経営課公民戦略連携デスクを通じ、企業・団体等の担当者より当課まで連絡をいただき、内容等について打ち合わせを行った上で登録をいただく流れ。

令和5年度では、55の企業団体に96のプログラムを登録いただいている。また25の市町村に延べ137回ご活用いただき、元気広場に参加する子どもたちにおいて、大変貴重な学びと体験の機会となっている。

学校だけでなく、幅広い地域住民や企業の方々、団体等の参画をいただいております。地域が一体となって子どもたちの学びや成長を支えることができるよう企業や団体等の連携した取組みなど、効果的に行われた取組み事例もその中で発信している。引き続き、おおさか元気広場の企業団体プログラムの充実を図っていきたい。

#### <委員>

公民戦略連携デスクとは、当金庫も長い付き合いをさせていただいている。当金庫では金融教育をはじめ、バスケットや野球、卓球、サッカー等、様々な出前授業を行っている。

大阪の卓球協会や野球の独立リーグ、バスケットチーム等と連携した出前授業や、先ほどの動物園と連携した命の大切さを伝えるプログラム等、多彩なプログラムを追加していきたい。

取引先でも取り組んでいる企業がたくさんあると思う。広くコミュニケーションを図りながら、取り組みを充実させることを望んでいる。

#### <委員>

他部局と連携し、様々なメニューを学校現場へ向けて用意していることがよく分かった。皆様の努力を可視化し、どのように学校現場に知らせていくのか、といったことが課題の一つに感じた。

#### <意見まとめ>

成果指標31、32に関わる意見について、万博開催を目前に、過去にもまして熱を帯びている中、さらにマッチングに取り組んでいただくことや、マッチング自体を専門にする団体との連携、外部へのアウトソーシングも検討されたい。

二つめ、重点取組14に関わる意見について、教育委員会としては、様々なツール、人材、予算等を

確保している中で、これを学校や保護者にどのように伝えていくのかといった工夫を、継続あるいは更なる充実を図っていただきたい。

最後の重点取組 15 に関わる意見について、すでに教育委員会として様々取組みをしているので、さらに工夫して取り組んでいただきたい。

## ■「到達目標」の達成状況についての評価

- 資料5「点検及び評価調書（案） 「到達目標」の達成状況についての評価」により、事務局から説明。
- 副会長、各委員へ意見を確認。

<委員>

この意識調査の対象は政令市を含む、全児童生徒が答えているのか。

<事務局>

小・中学校に関して、「多様な人々と協力し合うことができる」の項目は府が行うすくすくウォッチというテストとかチャレンジテストで調査したデータであり、基本的には小学校6年生と中学校3年生のデータ。その他の5項目については、全国学力・学習状況調査の指標なので、これも小学校6年生と中学校3年生のデータ。

この割合には政令市（大阪市、堺市）が含まれている。

<委員>

そのあたりはもしかしたら、大阪府の施策効果を正確に確認するために政令市を除いた値を算出するというのを、今後考えていただいてもよいかもしれない。

それを踏まえたとしても、これが大阪全体の傾向ということで理解した。

<委員>

結果として、それほど悪いわけではないが、全体として小・中・高校・支援学校でずいぶん回答の傾向が違うなという感じと、それがなぜなのかという疑問を少し持った。なので、今後の課題として、所管課をまたいで、この回答結果について深く分析していただく、例えば、先ほども申し上げたが、校種ごとでも、地域別の値を取るとどうなるのかといったような見方もあるだろうし、経年でも見れる項目も少なくないと思う。到達目標ということなのでより深い分析をお願いする。

(3) 閉会

- 閉会にあたり、大阪府教育監より挨拶。
- 閉会。